

仕様書

1 業務の名称

札幌市厚別区役所保健福祉部レイアウト変更等業務

2 業務の概要

本業務は、札幌市厚別区役所健康・子ども課、保健福祉課事務室のレイアウト変更、それに付随する事務室の調整、図面の作成、什器等移設作業、OA機器・電話・ネットワーク配線等の移設復旧・増設作業、庁舎内サインの新設作業を行うものである。

3 履行場所

札幌市厚別区役所（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2）

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までの間

ただし、レイアウト変更作業は、令和8年3月中の業務終了後や土日祝日など、窓口業務等に影響がない日時に行うものとする（実際の日時は、委託者及び受託者の協議により決定する）。

5 業務内容及び留意事項

担当職員監督のもと、下記の業務内容項目に従い、レイアウト変更業務を行う。

（1）レイアウト変更前の調整業務

ア 現状及び変更後レイアウトナンバリング図面の作成

仕様書別紙1～4を基に、現地調査を実施し、委託者と十分な調整を行った上で、移動する各備品・什器について、移転後の配置場所を紐づけができるよう、現状及び変更後のレイアウトナンバリング図面を、契約締結2週間以内に作成する。なお、手書きによる作成は不可とする。

OA機器類・電話についても接続の方法を記載し、すべての移動備品に事前にナンバリングすること。

（ア）現地調査については、委託者の指定する日時で行うこと。

（イ）余剰備品、追加部材等については、その旨がわかるよう記載すること。

（ウ）委託者の指示の下、漏れのない図面を作成すること。

（エ）変更後のレイアウト図面作成にあたっては、下記の事項に十分配慮し、効果的なレイアウトを最終調整し作成すること。なお、手書きによる作成は不可とする。

- ・来所する市民の利便性

- ・組織構成及び職員の公務能率の確保（適正な配置及び動線の確保）

- ・セキュリティ及び安全性の確保・適正な配置（建築基準、耐震、電源、配線、照明位置、床耐荷重等）

イ 作業工程表の作成

委託者と十分な調整を行った上で、契約締結後2週間以内に作業工程表を作成すること。

工程表には、事務室での作業を実施する予定の時間帯を記載すること。様式に定めはないが、時間帯は30分単位で作成すること。

ウ 作業マニュアルの提出

本業務において、委託者が行う必要がある作業について、作業の流れや書類の梱包方法、留意事項等を記載したマニュアルをレイアウト変更作業実施の3週間前までに作成及び提出すること。なお、様式は特に定めない。

(2) レイアウト変更等業務

6-(1)-ア・イで作成した図面及び作業工程表に基づき、委託者が指定した期間にレイアウト変更等調整業務を行う。

なお一部備品・什器・書類等は厚別区保健福祉課（厚別区役所2階）から移設・移動するので、留意すること。

ア 備品・什器（以下「什器等」という。）の移設・組立・設置

6-(1)-アで作成した図面に基づき、什器等の移設・組立・設置を行うこと。

（ア） 移設に際し、必要に応じて什器等の養生を行うこと。

（イ） 什器等の移設（設置）については、電気・電話・ネットワーク配線作業が円滑に作業できるよう留意し、全体業務を停滞させることのないようにすること。

（ウ） 書庫及び什器等について、床の耐荷重性や、扉のスムーズな開閉を確認した上で設置すること。

（エ） 委託者が用意するテレフォンアーム（6台程度）を指定する机に取り付けること。

（オ） 委託者が用意する新規什器（椅子・ロッカー）を委託者指定の位置に設置すること。

イ 書類等の移動について

書類等の移動書類の箱詰め作業は委託者が行い、搬送作業は受託者が行うものとする。

書類等の移動に必要な段ボール（規格段ボール：No.6）及びその他の必要資材（シール・テープ）については、受託業者が指定日までに調達し、委託者指定場所へ配送すること。

ウ 電気工事及び配線工事

パソコン・プリンタ類、電話、ネットワーク配線等（以下「OA機器・電話等」という。）の移設・増設に必要な電気・配線工事を、電力不足や回線不足等が生じないよう、また室内動線に支障をきたさないよう十分考慮して実施すること。LAN配線や延長ケーブル等、必要な部材は受託者が調達すること。

エ OA機器・電話等の移設復旧・増設について

- (ア) OA機器・電話等の抜線・箱詰め作業・搬入搬出等の作業は受託者が行うものとする。その際に必要となるダンボールその他資材（シール・テープ）については、委託者指定日までに調達をし、指定場所に配送すること。
- (イ) 移設・増設後のOA機器等の開梱設置・設定変更・動作確認・通信確認作業（インターネット接続・プリンター印刷テストを含む。）については、受託者にて行うこと。ただし、中間サーバ他システム端末の動作通信確認は委託者が作業終了の翌開庁日に行うこととする。
- (ウ) 配線やその他不足部材が生じた場合、業務履行上必要な物品は受託者が負担し用意すること。
- (エ) 移設・増設に際しては、機器を破損することがないよう十分な注意を行うこと。
- (オ) 事務室内の電話配線の撤去・復旧を行うこと。作業は本市が指定する保守業者と十分な調整を行った上で行うこと。本市指定業者への立会依頼と日程調整は、受託者の責任で行うこと。
また、不足する電話機6台の内、2台は本市が用意したものを使うこと。4台は既存電話機と同品または同等の性能を有したものとし、使用に支障がないものを選定し用意すること。
電話機の設定は本市と打ち合わせの上、指示の通り行うこと。尚、移設しない電話機の設定変更も作業に含むものとする。

オ サインの設置作業

変更後のレイアウトや組織名に沿って、既設サインを改修のうえ設置を行うこと。なお、改修するサインの作成内容は委託者と協議の上、作成前に意匠の提出をすること。

- (ア) 改修するサインについては、既設の板面を張り替えて作業を行うこと。
- (イ) 変更後のレイアウトや組織名に沿って、適切な位置にサインを設置すること。
- (ウ) サインを作成する際は、既設サインとデザイン・レイアウト・色を整合させること。
- (エ) 作業において、落下防止対策を講じ、安全に施行すること。

カ 不要物品、不要部材の撤去

レイアウト変更作業の際に発生した残材及び不要となる部材については、委託者の指示に従い、厚別区役所庁舎内指定箇所に運び込むこと。

キ レイアウト完成図面の作成

レイアウト変更後の完成図面（什器備品を含む、寸法入り、OA機器・電話表記付、係名、役職名表記付）を作成すること。

6 提出書類

契約締結後、下記(1)～(6)の書類を1部印刷又は電子データ（データ形式はPDF）にて提出すること。提出期限等は<別表>のとおり。

(1) 業務責任者等指定通知書

委託者と調整を行う現場責任者を定め、委託者に文書で通知すること。様式は特に定めはないが、受託者の所在地、代表者氏名及び本業務名並びに現場責任者及びネットワーク責任者の氏名を必ず記載し、代表社印を押印の上、契約締結日から1週間以内に提出すること。

(2) レイアウトナンバリング図面

上記5-(1)-アのとおり。

(3) 作業工程表

上記5-(1)-イのとおり。

(4) 作業マニュアル

上記5-(1)-ウのとおり。

(5) 業務完了届

作業完了時に速やかに提出すること。

(6) レイアウト完成図面

上記6-(2)-キのとおり。

<別表>

番号	提出書類	提出形式 及び 部数	提出期限 (年末年始を除く)
1	業務責任者指定通知書	データにて1部	契約締結後1週間以内
2	現状及び変更後レイアウト ナンバリング図面	データにて1部	契約締結後2週間以内
3	作業工程表	データにて1部	契約締結後2週間以内
4	作業マニュアル	データにて1部	本作業実施3週間前まで
5	業務完了届	本市指定様式にて1部	業務完了後速やかに
6	レイアウト完成図面	データにて1部	業務完了後速やかに

7 その他

- (1) 本業務を円滑に進めるため、必要に応じて入札前に担当者と打ち合わせのうえ作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討のうえ見積を行うこと。
- (2) 本業務の履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等を正確に行い、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (3) 履行にあたっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。
- (4) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等は受注者の責任において処理すること。
- (5) 当該業務を行う事業所がプライバシーマークまたはISMS(ISO/IEC27001)を取得していること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、担当者の指示に従うこと。
- (7) 札幌市環境マネジメントシステムに則して業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。
- (8) 設置や交換する関連部材及び消耗品等は、新品未使用品を使用し、発生する廃材は適正に処理すること。
- (9) 業務完了届出後の検査実施日から1年以内に本業務履行不備による不具合が生じた場合は、受託者の負担で対応すること。
- (10) 本業務においては、個人情報を取り扱う部署での調査・検討・調整作業等が発生するとともに、将来的にオフィス環境の改善検討が必要になることも想定されることから、セキュリティを考慮した運用及び個人情報保護に関する資格（※1）及び、オフィス環境整備等についての適正化に関する資格保有者（※2）（自社正社員）を従事させること。ただし、困難な場合は資格を所有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。上記資格者は、業務責任者指定通知書に有資格者である旨を記載し、認定証のコピーを添付すること。
※1 個人情報保護士（財団法人全日本情報学習振興協会）
※2 認定ファシリティマネージャー資格（公益財団法人日本ファシリティマネジメント協会）

8 連絡先

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2

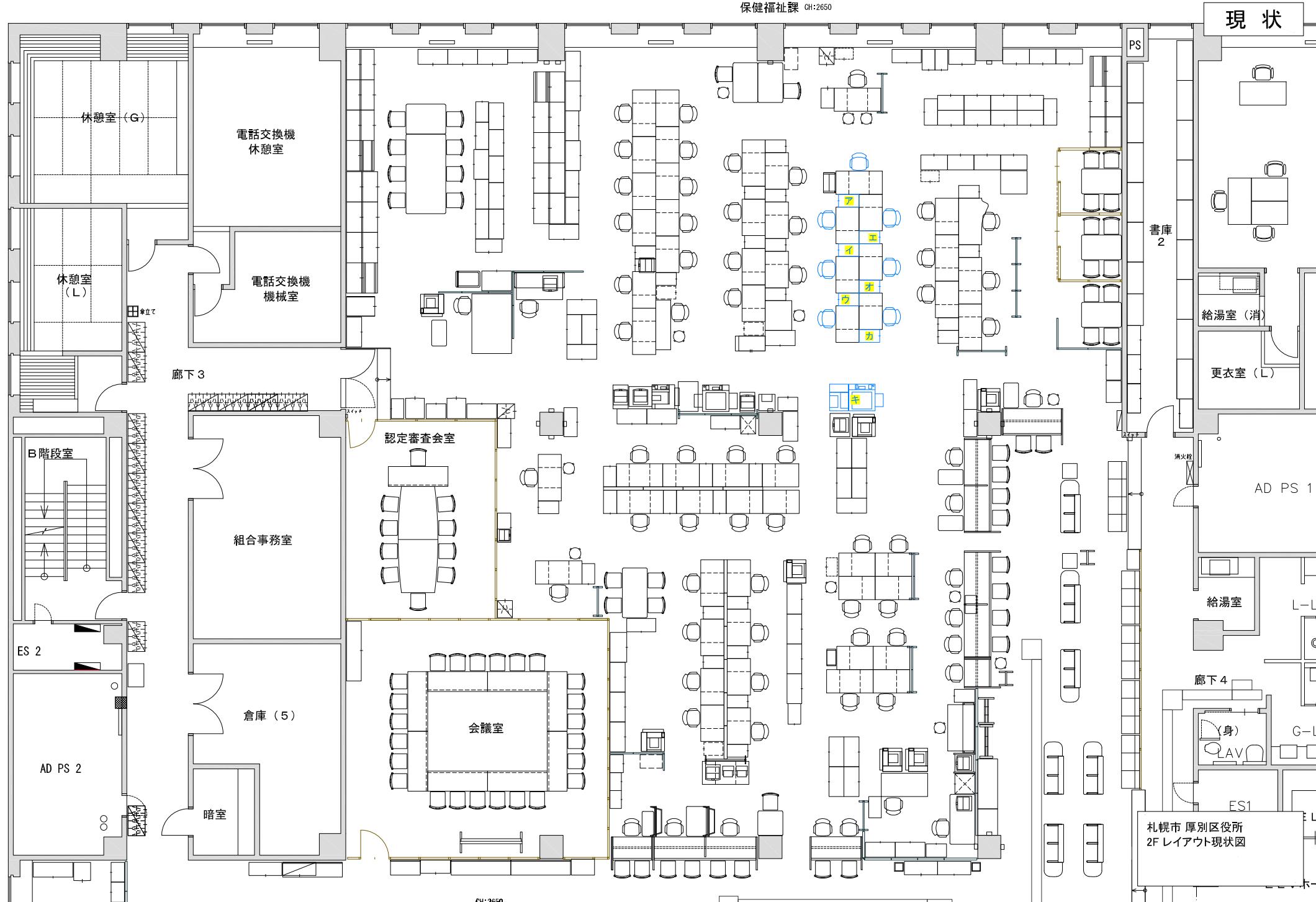
札幌市厚別区役所保健福祉部保健福祉課地域福祉係

担当：後藤 電話番号：011-895-2465

Mail : ml_in_keiyaku.atsu.chifuku@city.sapporo.jp

別紙1

保健福祉課 CH-2650

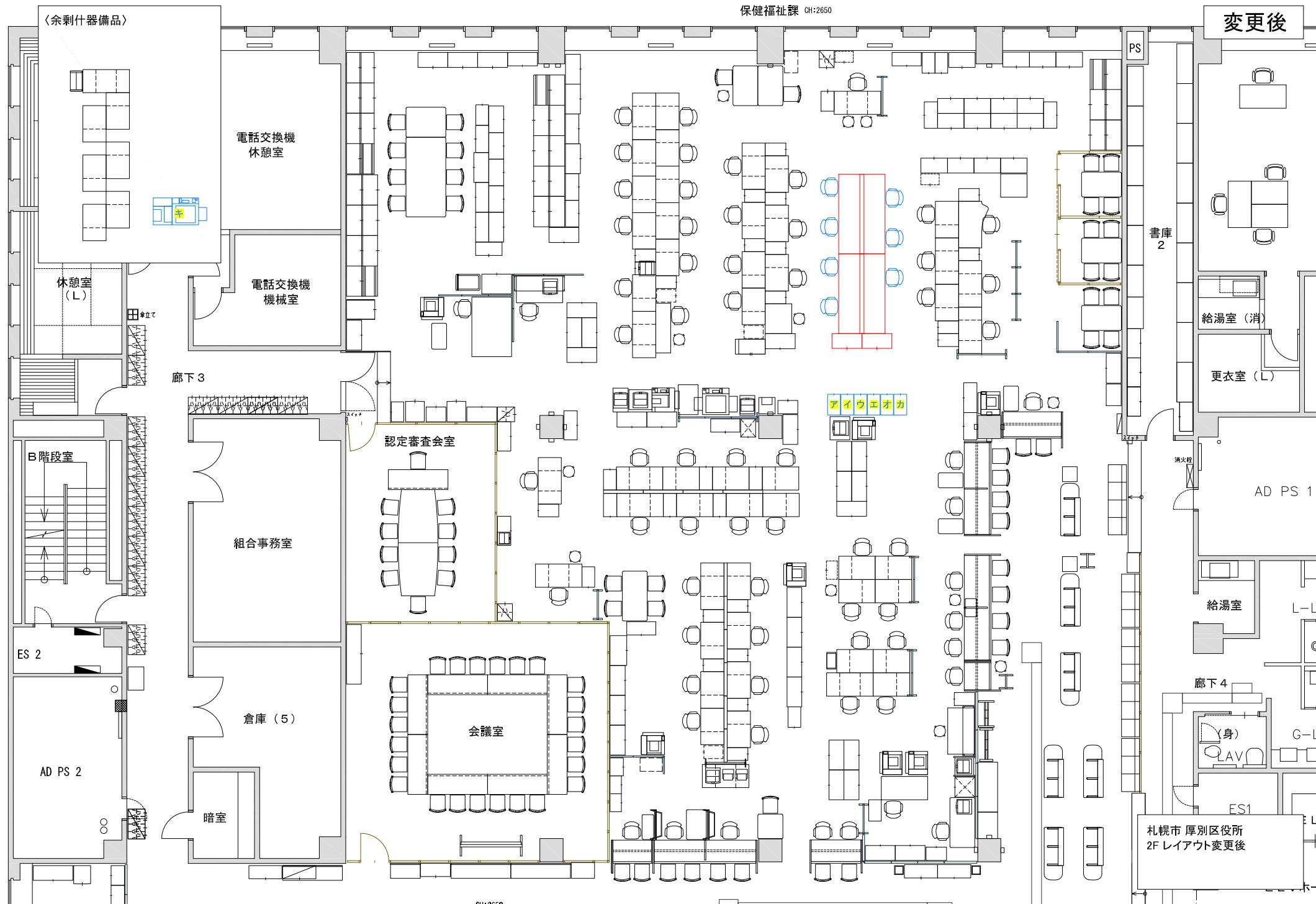


別紙2

保健福祉課 CH:2650

〈余剩什器備品〉

变更後



別紙3

現状



札幌市厚別区役所
3Fレイアウト現状図

別紙 4

変更後

